

ID: 316

担当部署: 市民生活部 くらし安全課

処分の概要	見舞金支給の制限		
例規名 根拠条項	真岡市犯罪被害者等支援条例施行規則 第6条		
例規番号	令和4年規則第24号		
【基準】	<p>第6条の規定による。</p> <p>(見舞金支給の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないことができる。</p> <p>(1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは犯罪行為により重傷病を負った者（以下「犯罪行為被害者」という。）又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。次号及び第3号において同じ。）と当該犯罪行為の加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合を除く。）</p> <p>ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）</p> <p>イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）</p> <p>ウ 3親等内の親族（ア及びイに掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合</p> <p>ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為</p> <p>イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為</p> <p>ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為</p> <p>(3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合</p> <p>ア 当該犯罪行為を容認していたこと。</p> <p>イ 真岡市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第6号に規定する暴力団員等又は真岡市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第40号）第3条に規定する密接関係者に該当すること。</p> <p>ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けおそれがあると認められる場合その他の見舞金を支給することが社会通念上適切でないとして市長が認める場合</p>		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

担当部署: 市民生活部 暮らし安全課

<b>処分の概要</b>	見舞金支給決定の取消し		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市犯罪被害者等支援条例施行規則 第11条第1項		
<b>例規番号</b>	令和4年規則第24号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条第1項の規定による。</p> <p>(見舞金の返還)</p> <p>第11条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による見舞金の支給決定を取り消し、既に支給した見舞金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 偽りその他の不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。</p> <p>(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日